

## ◎国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律

(平成一九年三月三〇日法律第五号) (衆)

### 一、提案理由 (平成一九年三月一六日・衆議院本会議)

○塩谷立君 ただいま議題となりました両法律案につきまして申し上げます。

…………… (略) ……………

次に、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の一部を改正する法律案について、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律は、国際観光文化都市にふさわしい良好な都市環境の形成を図り、あわせて国際文化の交流に寄与することを目的として、昭和五十二年六月、十年間の時限法として制定され、これまで二回の期限延長が行われて現在に至っているところであります。

法律制定以来、約三十年にわたって事業が実施されてきたことにより、都市公園、下水道、道路等の整備水準は着実に向上してまいりましたが、二十一世紀の我が国経済社会の発展のために観光立国を実現することが極めて重要であることにかんがみ、引き続き施設整備を中心とした施策を強力に実施することが必要であります。

以上の観点から、本案は、現行法の有効期限をさらに十年間延長して、平成二十九年三月三十一日までとするものであります。

本案は、本日の国土交通委員会におきまして、全会一致をもって委員会提出法律案として提出することに決したものであります。

なお、国際観光文化都市の整備等に関する件を本委員会の決議として議決したことを申し添えます。

何とぞ速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### ○決議 (平成一九年三月一六日)

政府は、国際観光文化都市が我が国の国民生活、文化及び国際親善に果たす役割にかんがみ、国際観光文化都市の指定による良好な都市環境の形成等を図るため、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一 「観光立国」を目指すべく成立した「観光立国推進基本法」のもと、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現が促進されるよう、法制度も含め、観光関係施策の一層の充実に向けた検討を進めること。

二 国際観光文化都市を目指す地方公共団体のまちづくりを効果的に支援すべく、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律における指定都市の基準の検討を行うこと。

右決議する。

### 二、参議院国土交通委員長報告 (平成一九年三月二三日)

○大江康弘君 ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律の実施の状況にかんがみ、その有効期限を平成二十九年三月三十一日まで延長しようとするものであります。

委員会におきましては、提出者衆議院国土交通委員長より趣旨説明を聴取した後、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議（平成一九年三月二二日）

政府は、本法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、国際観光の振興を基本的施策の一つとしている観光立国推進基本法の下、地域における創意工夫を生かした主体的な取組を尊重しつつ、地域の住民が誇りと愛着を持つことのできる活力に満ちた地域社会の実現が促進されるよう、法制度も含め、観光関係施策の一層の充実に向けた検討を進めること。

二、国際観光文化都市を目指す地方公共団体のまちづくりを効果的に支援すべく、本法における国際観光文化都市の指定基準及び国際観光文化都市の整備に関する事業計画に係る施設の範囲について、再検討すること。

右決議する。

（注） 衆議院においては、委員会の審査は省略された。